

別表

区分	量定	処分事由	関係条項
A	40日以上6月以下の 営業停止命令 基準期間は3月	(1) 有害役務提供営業青少年使用	第24条の7第1項第1号 第24条の7第2項第1号 第31条第2項
		(2) 有害役務提供営業における青少年を客として立ち入らせる行為	第24条の7第1項第2号 第24条の7第2項第2号 第31条第2項
B	10日以上80日以下の 営業停止命令 基準期間は20日	(3) 青少年を有害役務提供営業の接客業務に従事するよう に勧誘する行為	第24条の8第1項 第31条第4項第6号
		(4) 青少年を有害役務提供営業の客となるように勧誘す る行為	第24条の8第2項 第31条第4項第6号
		(5) 青少年に有害役務提供営業の接客業務に従事するよ うに勧誘させる行為	第24条の8第4項 第31条第4項第6号
		(6) 青少年に有害役務提供営業の客となるように勧誘さ せる行為	第24条の8第5項 第31条第4項第6号
		(7) 青少年に有害役務提供営業の広告物を頒布させる行 為	第24条の8第6項 第31条第4項第6号
		(8) 無店舗型有害役務提供営業における青少年を客とす ることの中止命令違反	第24条の11 第31条第4項第7号
		(9) 有害役務提供営業の広告物頒布の中止命令違反	第24条の11 第31条第4項第7号
C	5日以上20日以下の 営業停止命令 基準期間は7日	(10) 有害役務提供営業の立入禁止表示等義務違反	第24条の9第1項・第2項 第31条第6項第3号
		(11) 有害役務提供営業の従業者名簿備付義務違反	第24条の10 第31条第6項第4号